

大阪市立住まい情報センター条例、同施行規則

条例

施行規則

大阪市立住まい情報センター条例

平成 11 年 3 月 17 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 大阪市立住まい情報センター(以下「センター」という。)を大阪市北区天神橋 6 丁目に設置する。

(目的)

第 2 条 センターは、住まいに関する各種の情報を総合的に提供するとともに、大阪の住文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査及び研究を行うことにより、市民の住生活の向上及び市内居住の促進並びに市民の文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 住まいに関する情報の収集及び提供
- (2) 住まいに関する知識の普及及び啓発
- (3) 住まいに関する相談
- (4) 大阪の住文化に関する実物、模型、文献、写真、フィルム等(以下「資料」という。)の収集、保管及び展示
- (5) 大阪の住文化に関する展覧会、講演会、講習会、研究会等の開催
- (6) 大阪の住文化に関する調査及び研究
- (7) 博物館その他の関係機関との連絡及び協力
- (8) その他市長が必要と認める事業

(資料の寄贈又は寄託)

第 4 条 センターは、大阪の住文化に関する資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(休館日)

第 5 条 センター(センターの住まいのミュージアム(以下「ミュージアム」という。)及びセンターの企画展示室(以下「企画展示室」という。)を除く。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たる場合を除く。)
- (2) 祝日法に規定する国民の祝日の翌日(その日が日曜日又は月曜日に当たる場合を除く。)
- (3) 祝日法第 3 条第 3 項に規定する休日の翌日(その日が日曜日に当たる場合を除く。)
- (4) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 ミュージアム及び企画展示室の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たる場合を除く。）
 - (2) 祝日法に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は祝日法に規定する休日に当たる場合を除く。）
 - (3) 毎月第3月曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たる場合はその翌々日）
 - (4) 12月29日から翌年1月3日まで
- 3 前2項の規定にかかわらず、第13条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）はセンターの設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又はセンターの効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。
- 4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

（供用時間）

第6条 センターの供用時間は、次のとおりとする。

- (1) センターのホール、控室、研修室及び会議室 午前9時から午後9時まで（日曜日及び祝日法に規定する休日にあつては、午前10時から午後5時まで）
 - (2) ミュージアム及び企画展示室 午前10時から午後5時まで
 - (3) その他のセンターの施設 午前9時から午後7時まで（日曜日及び祝日法に規定する休日にあつては、午前10時から午後5時まで）
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず」とあるのは「第6条第1項の規定にかかわらず」と、「前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「同項の規定による供用時間を変更する」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項」と読み替えるものとする。

（使用の許可）

第7条 別表に掲げるセンターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（使用許可の制限）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (5) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第7条の許可（以下「使用許可」という。）を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第10条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第8条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第8条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(入館の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物、附属設備又は展示品を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(利用料金)

第12条 市長は、指定管理者に利用料金(ミュージアムの入場に係る料金(以下「入場料」という。)、企画展示室における展示の観覧に係る料金(以下「観覧料」という。)、施設の使用に係る料金(以下「施設使用料」という。))並びに施設又はミュージアムの附属設備(以下「施設等の附属設備」という。)の使用に係る料金(以下「附属設備使用料」という。)をいう。以下同じ。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 ミュージアムに入場し、企画展示室における展示を観覧し、又は施設若しくは施設等の附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、入場料及び観覧料については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者、小学校(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の児童及び中学校(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の生徒は、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 入場料 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - ア 高等学校又は高等専門学校（これらに準ずるものを含む。）の生徒及び大学の学生 1人1回につき 300 円
 - イ アに掲げる者以外の者 1人1回につき 600 円
- (2) 観覧料 1人1回につき 1,500 円
- (3) 施設使用料 別表に掲げる金額
- (4) 附属設備使用料 市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額
- 4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 5 指定管理者は、次に掲げる利用料金を免除することができる。
 - (1) 教職員が、特別支援学校の高等部の生徒を引率してミュージアムに入場し、又は企画展示室における展示を観覧するときの当該教職員及び生徒の入場料及び観覧料
 - (2) 教職員が、幼稚園（これに準ずるものを含む。）、小学校又は中学校の園児、児童又は生徒を引率してミュージアムに入場し、又は企画展示室における展示を観覧するときの当該教職員の入場料及び観覧料
 - (3) 社会福祉施設（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する施設をいう。以下同じ。）の職員が、入所者（社会福祉施設に入所している者をいう。以下同じ。）を引率してミュージアムに入場し、又は企画展示室における展示を観覧するときの当該職員、入所者及び入所者に同伴して当該入所者の介護を行う者の入場料及び観覧料
 - (4) 本市の区域内に住所を有する 65 歳以上の者の入場料及び観覧料
 - (5) 第 3 条第 7 号に掲げる事業を実施するためにミュージアムに入場し、企画展示室における展示を観覧し、又は施設若しくは施設等の附属設備を使用する者の利用料金
 - (6) 住まいに関する本市の事務又は事業を実施するためにミュージアムに入場し、企画展示室における展示を観覧し、又は施設若しくは施設等の附属設備を使用する者の利用料金
- 6 指定管理者は、20 人以上の団体でミュージアムに入場し、又は企画展示室における展示を観覧しようとするときの入場料及び観覧料については、当該入場料及び観覧料の 1 割に相当する額を減額することができる。
- 7 前 2 項に定めるもののほか、指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の

全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他ミュージアムに入場する者、企画展示室における展示を観覧する者、施設を使用する者（以下「使用者」という。）又は施設等の附属設備を使用する者の責めに帰すことのできない特別の事由によりミュージアムに入場し、企画展示室における展示を観覧し、又は施設若しくは施設等の附属設備を使用することができなくなったとき
 - (2) 使用者が施設の使用を開始する前に使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
 - (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき
- （管理の代行）

第 13 条 センターの管理については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

（指定の公告）

第 14 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) センターの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

（指定申請）

第 15 条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第 1 号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない

者

(指定管理予定者の選定)

第 17 条 市長は、第 15 条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの(以下「指定管理予定者」という。)として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第 2 条の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第 18 条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第 19 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げるセンターの事業の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他センターの管理に関すること

(施行の細目)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 (平成 11 年 11 月 6 日施行、告示第 941 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (平成 13 年 4 月 1 日条例第 55 号、平成 13 年 4 月 26 日施行、告示第 490 号の 2)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (平成 17 年 10 月 19 日条例 171 号、平成 18 年 4 月 1 日施行、告示第 344 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第 16 条の次に 6 条を加える改正規定(第 18 条から第 20 条まで及び第 21 条前段に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 5 月 30 日条例第 89 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 12 月 28 日条例第 106 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 18 日条例第 105 号)
この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 23 年 5 月 30 日条例第 42 号)
- この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
 - この条例による改正後の大阪市立住まい情報センター条例（以下「改正後の条例」という。）第 12 条第 3 項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び改正後の条例第 12 条第 4 項の規定の例により行うことができる。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 45 号、平成 23 年 10 月 1 日施行、告示第 1113 号)抄

- この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成 24 年 2 月 29 日条例第 18 号)
この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 4 日条例第 11 号)
この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日条例第 11 号)
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条、第 12 条関係）

施 設	利用料金										日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日における使用
	日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日以外の日における使用										
	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合										
午前 9 時から正午まで	午前 10 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午前 10 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 10 時から午後 9 時まで			
ホ ー ル	16,100 円	10,800 円	21,500 円	16,100 円	37,600 円	32,300 円	37,600 円	48,300 円	44,300 円	左記の 5 割増しとする。	左記の 2 割増しとする。
控 室	1,300 円	1,000 円	1,500 円	1,300 円	2,800 円	2,500 円	2,800 円	3,800 円	3,400 円		
研修室	3,200 円	2,100 円	4,200 円	3,200 円	7,400 円	6,300 円	7,400 円	9,400 円	8,600 円		
会議室	1,900 円	1,300 円	2,500 円	1,900 円	4,400 円	3,800 円	4,400 円	5,600 円	5,200 円		
企画展示室	—					34,200 円	—				

大阪市立住まい情報センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立住まい情報センター条例（平成11年大阪市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(附属設備の利用料金)

第2条 条例第12条第3項第4号の市規則で定める附属設備の種別及び金額は、別表のとおりとする。

(指定申請の公告事項)

第3条 条例第14条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第5条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第16条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における次に掲げる書類（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）とする。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書（これに相当する書類を含む。）

ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書

- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第16条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの大阪市立住まい情報センター（以下「センター」という。）の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) センターの管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類
（資料の提出の要求等）

第5条 市長は、条例第17条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) センターの管理の業務の実施状況
- (4) センターの利用者数、条例別表に掲げるセンターの施設（以下「施設」という。）の稼働状況その他の利用状況
- (5) センターの管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書を提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

(損害賠償等)

第7条 施設の使用の許可を受けた者又は入館者が建物、附属設備又は展示品を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この規則は、平成11年11月6日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日規則第83号) 抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年4月25日規則第91号)

この規則は、平成13年4月26日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第138号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 大阪市立住まい情報センターの指定管理者の指定手続に関する規則 (平成17年大阪市規則第172号) は、廃止する。

附 則 (平成18年9月29日規則第210号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第74号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月30日規則第147号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日規則第94号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第49号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

品名	単位	利用料金								
		午前9時から正午まで	午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午前10時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで
映像・音響装置 (ホール用)	一式	4,100円			8,200円			12,300円		
映像・音響装置 (研修室用)	一式	1,900円			3,800円			5,700円		
拡声装置	一式	1,800円			3,600円			5,400円		
スライドフィルム コンバーター	1台	1,300円			2,600円			3,900円		
スライドプロジ ェクター	1台									
移動式 スクリーン	1台	700円			1,400円			2,100円		
オーバーヘッド プロジェクター	1台	500円			1,000円			1,500円		
音声案内装置	一式	—				100円		—		